

令和3年1月13日

お得意先 各位
ご担当者 様

株式会社 水研
代表取締役社長 齋藤 総一郎



新型コロナウイルス緊急事態宣言による勤務体制の変更について

令和3年1月13日に政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、関東の1都3県に続き、関西の大阪府・京都府・兵庫県と中部の愛知県・岐阜県及び福岡県・栃木県に緊急事態宣言を発令しました。

これに伴い、弊社におきましてもお客様の皆さまへの感染防止と社員の安全確保の為、**大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所**の社員の勤務体制を次の通りに実施させていただきます。

皆さまには大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

記

①該当部署の社員は時短勤務とします。

通常勤務時間 8:30~17:00 ⇒ **変更後 9:30~16:00**

②土曜日は、臨時休業とさせていただきます。

通常土曜日営業時間 8:30~12:00 ⇒ **変更後 土曜日は臨時休業**

③大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所の担当者が、お得意先各位へ訪問・出張する事を差し控えさせていただきます。

④お得意先各位から対象地区である大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所への訪問は出来る限り差し控えて頂きますようお願い致します。

上記の対応については、緊急事態宣言終了予定日の2月7日までとし、2月7日の会合において諸般の状況を考慮して次の対応を改めて決定したいと考えています。

皆さまには大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解ご了承頂き、この難局を乗り切りたいと思っておりますので宜しくお願い致します。